

函館市屋外広告物条例の申請・届出に係る添付図書一覧

A 屋外広告物の許可申請・届出

整理番号	内容	申請書等様式			添付図書等	
		様式番号	申請書等の名称	部数		
1	新規	①許可申請（注1）	1	屋外広告物許可（継続許可）申請書	2	1）付近見取図 2）形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩、表示の方法に関する仕様書および図面（照明の有無を明示） 3）土地使用の承諾書または許可書の写し（他者所有地の場合） 4）その他関係法令による許可書等の写し（建築確認済証、道路占用許可書など） 5）現場のカラー写真（②の場合）
		②「広告景観整備地区」の「景観形成街路沿道区域等」において掲出する屋外広告物の届出（注2）	8の2	広告景観整備地区屋外広告物届出書	1	
		③工事完了後（①の場合）	6	屋外広告物工事完了届出書	1	
2	継続	許可期間満了日の1ヶ月前から5日前までの間に申請	1	屋外広告物許可（継続許可）申請書	2	申請前30日以内に撮影したカラー写真（固定広告物の場合）
			2	屋外広告物安全点検報告書	2	1）管理者が申請前30日以内に点検し、作成したもの 2）10㎡を超える固定広告物がある場合、管理者の資格を証する書面の写し
3	変更	①1ヶ月以内の定期的な変更	8	屋外広告物変更届出書	1	変更内容を明示した図面
		②上欄以外の全ての変更（注1・3）	3	屋外広告物変更許可申請書	2	整理番号1の添付図書等のうち、変更に係るもの
		③工事完了後（②の場合）	6	屋外広告物工事完了届出書	1	完成後のカラー写真
4	除却	除却後遅滞なく届出	16	屋外広告物除却届出書	1	除却後のカラー写真
5	管理者の設置 （整理番号1-①、2、3-②、6に必要事項を記載した場合は不要）	14	屋外広告物管理者設置届出書	1	10㎡を超える固定広告物がある場合、管理者の資格を証する書面の写し （管理者資格：屋外広告士、ネオン工事資格者、建築士等でかつ講習会修了者、市に登録の業務主任者など）	
6	屋外広告物表示者（申請者）の変更 管理者の変更（住所等の変更を含む）	15	屋外広告物表示者（管理者）変更届出書	1	10㎡を超える固定広告物がある場合、管理者の資格を証する書面の写し	

（注1） 広告景観整備地区内にあつては、許可申請の前に、あらかじめ、市と「事前協議」を行う必要がありますので、ご注意ください。

（注2） 届出の前に、あらかじめ、市と「事前協議」を行う必要があります。

（注3） 広告物または掲出物件の修繕・補強・塗替で、表示内容・材料・構造・意匠・色彩および許可条件の変更を伴わないもの、または、許可期間内における同一業務に関する広告物の取替で、掲出物件の変更を伴わないものを除く。

B 屋外広告業の登録申請・届出

整理番号	内 容		申 請 書 等 様 式			添 付 図 書 等
			様式番号	申請書等の名称	部数	
7	新規	登録申請	20	屋外広告業登録（更新登録）申請書	1	1）住民票（法人の場合は、役員全員分）監査役を除く。以下同じ。 2）登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 3）業務主任者の住民票および資格証明書の写し
			21	誓約書	1	法人の場合は、法人名義のもの
			22	略歴書	1	法人の場合は、法人名義のほか役員全員分のもの
			23	営業の沿革	1	法人の場合のみ
8	更新	有効期間満了の日の30日前までに申請	20	屋外広告業登録（更新登録）申請書	1	整理番号7と同じ
9	変更	①屋外広告業者の氏名、住所（所在地）等	26	屋外広告業登録事項変更届出書	1	住民票（法人は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書））
		②営業所の名称、所在地				登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
		③業務を執行する役員				1）登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 2）法人名義の誓約書（様式番号21） 3）変更後の役員の住民票、略歴書（様式番号22）
		④法定代理人の氏名、住所（所在地）等				1）変更後の法定代理人の住民票、略歴書（様式番号22） 〈法定代理人が法人である場合〉 1）登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 2）役員全員分の略歴書、住民票 3）法人名義の誓約書、略歴書 4）営業の沿革（様式番号23）
⑤業務主任者の氏名、所属営業所の名称	1）変更後の業務主任者の住民票 2）資格証明書の写し					
10	廃業	その日から30日以内に届出	27	屋外広告業廃業等届出書	1	—

※住民票および登記事項証明書は原本で3ヶ月以内に発行されたもの